

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 添加物部会

日時 平成18年12月8日(金)
午前10時00分～12時00分まで
場所 航空会館 B101 会議室
東京都港区新橋1丁目18番1号

議事次第

1 議題

- (1) イソブタナールの添加物指定の可否について
- (2) 2-メチルブタノールの添加物指定の可否について
- (3) ネオテームの添加物指定の可否について

2 報告事項

- (1) 食品添加物公定書改正に伴う、「食品、添加物等の規格基準」の改正についての食品安全委員会における食品健康影響評価について
- (2) 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について

3 その他

資料一覧

- 資料 1-1 イソブタナールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 1-2 イソブタナールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 参考資料 1 イソブタナールのガスクロマトグラム
- 資料 1-3 イソブタナールを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）

- 資料 2-1 2-メチルブタノールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 2-2 2-メチルブタノールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 参考資料 2 2-メチルブタノールのガスクロマトグラム
- 資料 2-3 2-メチルブタノールを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果

- 資料 3-1 ネオテームの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 3-2 ネオテームの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 資料 3-3 ネオテームを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果

- 資料 3-4 ネオテームの L-フェニルアラニン化合物である旨の注意喚起について

- 報告資料 1 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正に係る食品健康影響評価について
- 報告資料 2 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について